

## 川越市地域包括支援センター運営協議会委員を公募

川越市地域包括支援センターは、高齢者の保健・医療・福祉の相談機関です。その円滑かつ適正な運営を図るために、同センター運営協議会委員を公募します。

**応募資格**：次の要件をすべて満たす方①市内在住の40歳以上で、高齢者の保健福祉の問題に関心がある②平日昼間に開催される年二回程度の会議に出席が可能③市のほかの付属機関などの委員でない

**任期**：4月1日(水)から三年間  
**定員**：二人(選考)

**選考方法**：小論文および面接審査

**応募方法**：住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・主な経歴(顔写真添付)と、「市の高齢者の保健福祉に関する意見または考え」の小論文(任意の形式で八百字程度)を添えて、1月26日(月)(必着)までに、〒350-8601川越市役所高齢者いきがい課に持

参(郵送可)

\*市ホームページからも応募できます。

問い合わせ：高齢者いきがい課・TEL224-5809

## 川越市社会福祉審議会委員を公募

市では、社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉審議会を設置しています。市政に広く市民の皆さんの意見を反映させるため、同審議会の委員を公募します。

**応募資格**：次の要件をすべて満たす方①市内在住・在勤・在学中で、市の福祉行政に関心がある、もしくは福祉活動を積極的に行っている成人②平日昼間に開催される年三回程度の会議に出席が可能③市のほかの付属機関などの委員でない

**任期**：4月1日(水)から二年間  
**定員**：四人(選考)

**選考方法**：書類選考および小論文審査

**応募方法**：福祉推進課(本庁舎一階)で配布している応募用紙に必要事項を記入し、「市の福祉施策の推進

に関する意見または考え」

の小論文(任意の形式で八百字程度)を添えて、1月30日(金)(消印有効)までに、〒350-8601川越市役所福祉推進課に持参(郵送可)

\*市ホームページからも応募できます。

問い合わせ：福祉推進課 TEL224-5769

## 老齢年金受給者に源泉徴収票を送付

社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が、老齢年金(国民年金・厚生年金)を受けている方のもとに、一月末までに届くよう送付されます。

この源泉徴収票は、確定申告をする際に添付書類として必要です。忘れずにご利用ください。

送られてきた源泉徴収票を紛失した場合には、川越社会保険事務所で再交付できますので、ご相談ください。

なお、遺族年金・障害年金を受けている方には税金がかかるため、源泉徴収票は

送付されません。

詳しくは、ねんきんダイヤル(Tel0570-051165またはTel03-6700-1165)にお尋ねください。

問い合わせ：市民課国民年金担当・TEL224-5764

## 不審な下水調査にご注意ください

突然、業者が訪ねてきて、「市から委託された」「宅地の下水ますを見せてください」「点検させてください」「修理や清掃が必要です」などと言われた。市で委託しているのか?

最近、こんな問い合わせが多くなりました。市では、このような委託やあつせんはしていません。ほんとうに修理や清掃が必要なのか、わからないときは下水工務課や市指定下水道工事に確認してから対応しましょう。

なお、市が宅地内の検査などを行うとき、従事者は市が発行した身分証明書を携帯しています。

問い合わせ：下水工務課 TEL223-0331

12月10日、日がすっかり暮れてしまったころ、きれいな光で彩られている家を見つけました。近づく、星や一生懸命にはしごを登っている様子の3人の小さなサンタクロースなどが飾ってありました。この季節の風物詩になってきたイルミネーション。風もなく暖かく感じる穏やかな夜、辺りを照らす輝きは、さらに温かみを感じさせてくれました。



# 長寿医療(後期高齢者医療)制度の見直しのお知らせ

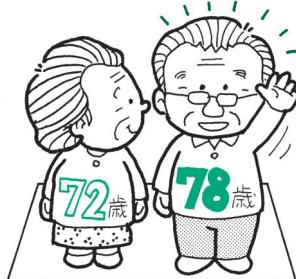
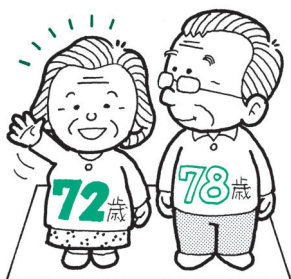
医療助成課・TEL224-5842

## ●医療費の一部負担金の割合が変更されます

現在、一部負担金の割合が3割の方のうち、次の①に該当する方は1月から、②に該当する方は申請の翌月から負担割合が1割に変更されます。①の方には、12月中に新しい被保険者証を郵送します。②の方は、申請が必要です。詳しくはお尋ねください。

### 一部負担金の割合が変更される方

- ①被保険者証の「一部負担金の割合」欄に（3割※自己負担限度額「一般」適用）と書いてある方
- ②次の要件すべてに該当する方
  - ①同一世帯内に70歳～74歳の方がいる
  - ②同一世帯内に長寿医療制度の被保険者は1人
  - ③①と②の方の年収の合計が520万円未満



## ●75歳の誕生月の高額療養費自己負担限度額が軽減されます

高額療養費は、国民健康保険（国保）などの医療保険者ごとに月単位で計算しています。そのため、75歳の誕生月は、それまで加入していた国保などの医療保険と長寿医療制度のそれぞれで、自己負担限度額まで負担することになります。すると、75歳の誕生月だけ自己負担額が増えてしまう場合があります。そこで、75歳の誕生月は、医療保険と長寿医療制度の自己負担限度額をそれぞれ2分の1に軽減します。この軽減は、4月診療分までさかのぼって適用されます。詳しくは、各医療保険者にお尋ねください。

(例) 5月の誕生日に国保から長寿医療制度に移行した、自己負担限度額の区分が一般の方の場合  
変更前=75歳の誕生月は、通常の前より自己負担限度額が増加

	4月	5月	75歳の誕生日	6月	7月
国民健康保険	44,400円	44,400円	—	—	
長寿医療制度	—	—	44,400円	44,400円	
限度額の合計	44,400円		88,800円	44,400円	

変更後=75歳の誕生月も、自己負担限度額は変わりません

	4月	5月	75歳の誕生日	6月	7月
国民健康保険	44,400円	22,200円	—	—	
長寿医療制度	—	—	22,200円	44,400円	
限度額の合計	44,400円		44,400円	44,400円	

## 集団回収事業報償金の申請をお忘れなく

十月一日から十二月三十一日(水)までに実施した集団回収実績に対する報償金申請を、次のとおり受け付けます。提出忘れのないよう、ご注意ください。

受付期間：1月5日(月)～16日(金)

受付場所：資源循環推進課(本庁舎五階)

提出書類：集団回収事業報償金交付申請書(代表者に郵送)・集団回収実施報告書

問い合わせ：資源循環推進課

TEL 224-5908

## 水道管の防寒対策は十分ですか

気温がマイナス四度以下になると、給水管や水道メーター

1・蛇口などが凍って水が出なくなったり、破裂したりします。北向きや風当たりなどの強い場所などにある水道は凍結しやすいので、特に気を付け

てください。

## ■水道管・蛇口の防寒

水道管と蛇口に、保温材として布・毛布などを巻きつけます。その上に、ぬれないよ

うビニールを巻くことも忘れずにお願います。

## ■凍結して水が出ないとき

蛇口の上にタオルをかぶせ、ゆつくりとぬるま湯をか

けます。

## ■破裂してしまつたら

メーターボックス内にある止水栓を閉め、破裂した部分に布かテープを巻いて応急処置をします。修理は、市指定給水装置工事業者へ依頼してください。

\*市指定給水装置工事業者については、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ：給水課

TEL 223-3071